

必ずお読みいただいたうえで申請をして下さい

<任意継続被保険者資格取得申請される方へ>

- 申請される方は資格喪失日より 20 日以内に下記提出書類をご提出ください。
(資格喪失日(退職日の翌日)から徳洲会健康保険組合受付日までが 20 日以内)
- 任意継続を申請されますと受理後、当組合より申請書に記載されている住所宛に下記の書類が送付されます。
 - 健康保険任意継続・介護保険被保険者資格取得通知 ●保険料納付書
 - 健康保険任意継続資格喪失申請書 ●資格情報のお知らせ
 - 資格確認書(発行が必要な方のみ)申請後、申請書住所を留守にする場合等は、事前に事業所の総務または下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 保険料は、納付書に記載されている納付期限までに納めることになっています。
納付書に記載されている納付期限までに初回保険料納付が確認できない場合、任意継続被保険者資格が取消されます。
- 半年・一年前納を希望されますと初回に 1 ヶ月分又は 2 ヶ月分と前納分の納付書を送付します。
毎月納付を希望されても初回に 2 ヶ月分の保険料納付をしていただくこともあります。
詳しくは「保険料納付方法について」をご参照ください。

<提出書類>

- ◆ 任意継続被保険者資格取得申請書
- ◆ 誓約書
- ◆ ご家族の扶養申請をする方は「健康保険被扶養者(異動)届」及び必要添付書類
(添付書類については事業所の総務または下記問い合わせ先へ照会ください。)

<問い合わせ先>

530-0001

大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-900 号
徳洲会健康保険組合

T E L : 0 6 - 6 3 4 5 - 6 0 5 0

F A X : 0 6 - 6 3 4 5 - 6 0 5 1

任意継続被保険者制度に関するQ & A

1. 申請書の提出期限を過ぎてしまったが、今からでも手続きすることが出来るか？
A) 申請は退職日の翌日から当組合受付日までが 20 日以内と決まっている為、
手続きすることは出来ません。
2. 住所・氏名の届出内容に変更がある場合の手続き方法は？
A) 当組合ホームページより申請書をダウンロード頂き、届出いただくか、
問い合わせ先までご連絡いただければ申請書を送付させていただきます。
3. 任意継続手続き中に病院等受診をして全額負担（10 割負担）した場合、どうすればよいか？
A) 「療養費支給申請書」をご提出頂くことで当組合より保険給付分（7 割又は 8 割）を給付します。
4. 扶養に入る・国民健康保険へ切り替えたい時の資格喪失手続き方法は？
A)

＜当月保険料を既に納付頂いている場合＞（①又は②により資格を喪失します。）

①翌月保険料を納付しないことで翌月納付期限の翌日に自動喪失となります。
例) 3 月保険料納付済の場合は 4 月保険料未納にすることで納付期限（4 月 10 日）の翌日である 4 月 11 日付で資格喪失。

②「健康保険任意継続資格喪失申請書」の「4. 任意継続被保険者でなくなることを申出するため」を選択・届出した場合は当組合が受付けた月の翌月 1 日に資格喪失となります。
例) 3 月中に「健康保険任意継続資格喪失申請書」を当組合が受付けた時は 4 月 1 日付で資格喪失。

＜当月保険料をまだ納付頂いていない場合＞

当月納付期限までに納付しなければ納付期限の翌日に自動喪失となります。
例) 3 月保険料の納付をまだしていない場合は 3 月保険料未納により納付期限（3 月 10 日）の翌日である 3 月 11 日付で資格喪失。

*なお、当月（3 月）に「健康保険任意継続資格喪失申請書」の「4. 任意継続被保険者でなくなることを申出するため」を選択・届出した場合であっても、当月保険料未納による喪失が優先されます。

保険料納付方法について

➤ 納付方法（初回を除く）

納付方法	期 間
毎 月	毎月、月初に納付書を送付（納付期限：当月 10 日）
半年前納	3 月初に 4 月～9 月分納付書を送付（納付期限：3 月末） 9 月初に 10 月～翌 3 月分納付書を送付（納付期限：9 月末）
一年前納	3 月初に 4 月～翌 3 月分納付書を送付（納付期限：3 月末）
口座振替	当組合ではしておりません

（※納付期限が、土、日、祝日等による金融機関の休日にあたる場合は、その翌日）

➤ 初回納付方法

納付方法	期 間
毎 月	初月分納付書を送付（納付期限：処理日翌日より金融機関等の 5 営業日後） ＊ 事務処理上、20 日過ぎ以降に申請書进行处理する場合、翌月 1 日処理となることがあり、この場合は 2 ヶ月分の納付書を送付します。
半年前納	4 月～9 月、10 月～翌 3 月の期間で前納（納付期限：納付月の前月末） ＊ 申請書処理月分までは 1 ヶ月ずつの納付（納付期限：毎月納付と同様）
一年前納	4 月～翌 3 月の期間で前納（納付期限：納付月の前月末） ＊ 申請書処理月分までは 1 ヶ月ずつの納付（納付期限：毎月納付と同様）

（※納付期限が、土、日、祝日等による金融機関の休日にあたる場合は、その翌日）

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

年 月 日提出

記号	番号（記入不要）	①資格喪失時の被保険者証等の記号番号		②資格喪失した事業所名	
999		記号	番号		
③申請者氏名			④生年月日		⑤性別
			昭和 年 月 日 平成		男 ・ 女
⑥住民票住所					⑦電話番号 (常に連絡を取れる番号を記入してください)
〒					携帯 ()
納付書を上記住所と異なる住所へ送付を希望する場合は、記入してください。 〒					自宅 ()
⑧資格確認書発行要否 ※以下の該当者に限ります					
☐ 発行が必要 発行が必要な方は、 必ず右記の□にもチェックしてください		☐ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ☐ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、 利用登録解除者、利用登録解除を申請した者 ☐ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者			
⑨保険料納付方法(別紙「保険料納付方法について」参照)					⑩被扶養者の有無
1. 毎月 2. 半年前納（4月～9月分、10月～翌年3月の期間） 3. 一年前納（4月～翌年3月の期間）					有 ・ 無

(留意事項について)

I. 申請書は、資格喪失日から20日以内にご提出ください。(資格喪失日～徳洲会健康保険組合受付日までが20日以内)

II. 申請者は上記太枠の①～⑩すべてご記入ください。

III. 保険料は全額自己負担となります。

IV. 被保険者資格期間は、最大2年間です。

V. 被保険者資格の喪失は次の場合になります。

- ・被保険者資格取得後の期間が2年を経過した時
- ・再就職をして他の医療保険の被保険者となった時
- ・被保険者が死亡した時
- ・保険料納付期限までに納付しなかった時
- ・75歳になった時
- ・被保険者より申出を行った時

VI. この申請書と共に「誓約書」を提出ください。

(記入上の注意)

1. ⑨保険料納付方法欄は希望する事項を○印で囲んでください。未記入の場合は毎月納付とします。

2. ⑩被扶養者の有無欄は該当する事項を○印で囲んでください。
有の場合は「健康保険被扶養者（異動）届」及び必要添付書類を提出ください。

徳洲会健康保険組合記入欄					
在職中の取得日及び喪失日			任意継続取得日及び喪失予定日		
取得日	年	月 日	取得日	年	月 日
喪失日	年	月 日	喪失予定日	年	月 日
保険料			保険料（前納）		
円			円		

常務理事	課長	担当者

誓 約 書

徳洲会健康保険組合理事長 殿

この度、任意継続被保険者資格取得につき、次の事項を誓約し、固くこれを遵守履行いたします。

記

1. 任意継続保険料納付する際は、手元に納付書が届いてから金額を確認のうえ振込むこと。
2. 振込手数料については、被保険者本人が負担すること。
3. 納付書に記載されている納付期限までに保険料納付しなかった場合、資格を喪失することに異存なきこと。

年 月 日

被保険者住所 _____

被保険者氏名 _____